

法珠寺

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(自主的な感染防止のための取り組み)

令和2年6月1日

日 蓮 正 宗 法 珠 寺

法珠寺 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 目次
(自主的な感染防止のための取り組み)

令和2年6月19日

日蓮正宗 法珠寺

- 一、はじめに
- 二、感染防止のための基本的な考え方
- 三、リスク評価
 - 1、接触感染のリスク評価
 - 2、飛沫感染のリスク評価
 - 3、人が集まる施設としてのリスク評価
 - 4、地域における感染状況のリスク評価
- 四、法要、行事等の実施に際して講ずべき具体的な対策
 - 1、総論
 - 2、来訪者の安全確保のために実施すること
 - 3、僧侶、寺族等の安全確保のために実施すること
 - 4、法要、行事等の開催に当たって特に留意すべきこと
 - 5、施設管理
 - ア) 寺院内
 - イ) ロビー、控室
 - ウ) 給湯室
 - エ) トイレ
 - 6、広報・周知
- 五、当寺における法要、行事等の開催に際して、住職が講ずべき具体的な対策
 - 1、事前準備
 - 2、法要等当日

法珠寺 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(自主的な感染防止のための取り組み)

令和2年6月19日

日蓮正宗 法珠寺

一、はじめに

本ガイドラインは、日蓮正宗の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいて、当寺における自主的な感染防止のための取り組みを定めたものである。

当寺を管理・運営する責任者（以下「住職」という）として、本ガイドラインに示した「二、感染防止のための基本的な考え方」、「三、リスク評価」及び「四、法要、行事等の実施に際して講ずべき具体的な対策」を踏まえ、法要、行事等の開催に関する形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、その役割を継続的に果たすよう努力する。

檀信徒の参詣に関して判断する際には、都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

二、感染防止のための基本的な考え方

住職は、当寺における法要、行事等の形態を十分に踏まえ、建物内及びその周辺地域において、寺院の僧侶、寺族、及び出入りする民間事業者（以下「従事者」という）及び寺院に来訪する者（以下「来訪者」という）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己の感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

住職は、寺院の僧侶、寺族、従業員の健康状態について積極的な把握に努め、地域の医療体制を常時確認し、適切な対応ができるように心掛ける。

三、リスク評価

住職は、新型コロナウイルスの主な感染経路である、「1、接触感染」「2、飛沫感染」のそれぞれについて、当寺の僧侶、寺族、従業員や来訪者、従事者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、当寺が活動を再開することにより、人の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、「3、人が集まる施設としてのリスク評価」及び「4、地域における感染状況のリスク評価」も必要であることに留意が必要である。

1、接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（抹香、テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、くつべらなど）には特に注意する。

2、飛沫感染のリスク評価

寺院・教会における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、建物内で読経・唱題、法話、会話など発声をする場がどこにあるかなどを評価する。

3、人が集まる施設としてのリスク評価

現下の状況にあって、当寺が活動を再開した場合に、大規模な来寺が見込まれるかどうか、県域を越えての来寺が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来寺にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

4、地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

四、法要、行事等の実施に際して講ずべき具体的な対策

1、総論

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することを前提とする。
- (2) 感染防止のために、来訪者の制限を実施することが必要な場合もあり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - ① 来寺する時間、来寺する人数の制限（来寺待機列の設置等）
 - ② 寺院内各室の着席数の制限（イスの数を減らして間隔を空ける等）
 - ③ 日時指定の予約
 - ④ 大人数での来寺の制限等
- (3) 特定警戒都道府県にある期間は、リスク評価の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、一層の寺院内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。例えば、より厳しい来寺規制の実施、完全予約制の導入等を検討する。
- (4) 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、法要、行事等は中止又は延期する。
- (5) 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- (6) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、寺院においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

2、来訪者の安全確保のために実施すること

- (1) 来訪者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来寺制限を実施する。
 - ① 来寺前に検温を行い、平熱+1℃以上の発熱があった場合
 - ② 息苦しき（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- (2) 来訪者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来訪者

に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

- (3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底を促す。消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないように定期的に点検する（以下、消毒、及び消毒液に関する記載において同じ）。
- (4) 備品の貸出物（念珠、経本、筆記用具、老眼鏡、車いす等）について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- (5) パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き方式とする。
- (6) 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、来訪者の感染状況等の把握を行う。

3、僧侶、寺族、従業員等の安全確保のために実施すること

- (1) 僧侶、寺族等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱 + 1℃以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を寺院で記録する。
- (2) 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底して実施する。
- (3) 当寺の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、要員についても職務の交替を工夫する。
- (4) 来訪者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話の機会を極力減らすために、館内放送、ボード、張り紙等による案内を活用する。
- (5) 僧侶、寺族等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4、法要、行事等の開催に当たって特に留意すべきこと

- (1) 直接手で触れることができるものは置かない。
- (2) 寺院内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- (3) 寺院内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり

対応する。

- ①速やかに別室へ移し隔離する。
- ②対応する僧侶、寺族等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ③感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。
- ④保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ⑤感染者と接触した僧侶、寺族、従業員等および来訪者の氏名と緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- ⑥症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ⑦医療機関へ搬送する際は、救急搬送を要請し、事後の状況を把握する。
- ⑧当事者が感染していた時は、保健所等との連携のもとに、速やかに事後の対策を講ずる。

5、施設管理

ア) 寺院内

- (1)清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- (2)他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。
特に高頻度接触部位（抹香、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、くつべらなど）に留意する。
- (3)受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより僧侶、寺族等と来訪者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- (4)御供養、塔婆供養願等は、三方や進物台等で預かる。
- (5)現金の取り扱いは、コイントレー等を使用する。
- (6)書籍、経本、念珠等、多くの者が触れる状態で見本品は置かない。
- (7)控室等において面談する場合には、テーブルにアクリル板等を設置して面談者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- (8)控室等において飲食する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空ける。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- (9)鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉してしぼる。

- (10) 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- (11) 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- (12) 制服や衣服はこまめに洗濯する。

イ) ロビー、控室

- (1) 対面での会話を避ける。一度に休憩する人数を減らす。
- (2) 飲食する場合は、上記ア)と同様に工夫する。
- (3) 間隔を置いたスペースをつくる等の工夫を行う。
- (4) 常時換気を行う。
- (5) テーブル、イス等の物品の消毒を定期的に行う。
- (6) 入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) 給湯室

- (1) 混雑時の入場制限を実施する。
- (2) 換気を徹底する。
- (3) 調理器具、食器、テーブル、イス等の消毒を徹底する。
- (4) 給湯室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

エ) トイレ

- (1) 便器内は、通常の清掃でよい。
- (2) 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、蛇口、手洗いシンク、水栓レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- (3) 洋式トイレのふたは閉めて汚物を流すよう表示する。
- (4) 個人のハンカチ等を使うよう徹底する。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しない。
- (5) トイレの混雑が予想される場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- (6) 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

6、広報・周知

- (1) 僧侶、寺族、従業員等及び来訪者に対して、以下について周知する。

- ①身体的距離の確保の徹底
- ②咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ③健康管理の徹底
- ④差別防止の徹底
- ⑤本ガイドライン、及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

五、当寺における法要、行事等の開催に際して、住職が講ずべき具体的対策

当寺において、法要、行事、会合等（以下「法要等」という）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずべき主体は、住職であることに留意し、願主及び来寺者の協力のもと、実施することとする。

1、事前準備

(1)各回の法要等ごとに、当該法要等の来訪者（以下「法要参加者」という）の

氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、法要参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

(2)可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、法要参加者の感染状況等の把握を行う。

(3)本ガイドライン、及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

2、法要等当日

(1)法要参加者の感染防止策として以下の措置をとる。

- ①体温管理・衛生管理等を実施する。
- ②マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
- ③読経、唱題は小声で唱える。
- ④座席は最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて配置する。
- ⑤法要等中の来訪者同士の接触（握手、ハグ、ボディータッチ、ハイタッチをする等）は控えるよう周知する。
- ⑥法要等中のスナップ写真を撮影する際は、密集とならない状態とする。

- ⑦集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話は控える。
- ⑧焼香の際の抹香は、共用の場合は、指サックや手袋を使う。あるいは小分けにして1人分を準備するか、短い線香で代用するなど工夫する。

(2)法要等の要員の感染防止策として以下の措置をとる。

- ①法要等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ②マスク着用や手指消毒を徹底する。
- ③自宅で検温を行うこととし、平熱+1℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ④要員の緊急連絡先や職務中の体調を把握する。
- ⑤要員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(3)当寺の玄関口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

(4)法要等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。

(5)時間差での入場、退場等の工夫を行う。

(6)退場時に法要参加者に対し、法要等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。

(7)感染が疑われる者が法要等中に発生した場合は、5頁4、(3)と同様に取り扱う。

(8)感染が疑われる者が法要等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(9)個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。

以 上